

ファミマTカード・クレジット会員規約 2024 年 7 月改定箇所(新旧対照表)

旧	新
<p>第 8 条 (ショッピング利用の方法)</p> <p>1. 会員は、当社および株式会社ジーシービー（「提携カード会社」といいます。）の加盟店（「加盟店」といいます。）において、カードを提示し、ショッピング利用代金の金額などを確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力することなどの所定の手続きを行うこと、または会員自身が所定の伝票にカードと同一の署名をすること等により、ショッピング利用を行うことができます。</p> <p>(略)</p>	<p>第 8 条 (ショッピング利用の方法)</p> <p>1. 会員は、当社および株式会社ジーシービー（「提携カード会社」といいます。）の加盟店（「加盟店」といいます。）において、カードを提示し、ショッピング利用代金の金額などを確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力することなどの所定の手続きを行うこと、または会員自身が所定の<u>売上票(電磁的に作成されたものを含まず。)</u>にカードと同一の署名をすること等により、ショッピング利用を行うことができます。</p> <p>(略)</p>
<p>第 32 条 (会員資格の喪失など)</p> <p>1. 当社は、会員が以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、会員に通知によりまたは通知することなく、会員資格を喪失させることができます。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 会員が、当社から 2 枚以上のカードの貸与を受けている場合で、他のカードについて前各号の事項のいずれかに該当した場合。</p> <p>(9) その他会員として不適格であると当社が判断したとき。</p> <p>(10) この規約の変更に同意頂けないとき。</p> <p>2. 当社は、会員が以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、会員に通知することなく、カード利用の一時停止または利用可能枠の変更ができます。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があったとき。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類その他当社が必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がない場合や犯罪収益移転防止法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合その他犯罪収益移転防止法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合。</p> <p>(略)</p>	<p>第 32 条 (会員資格の喪失など)</p> <p>1. 当社は、会員が以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、会員に通知によりまたは通知することなく、会員資格を喪失させることができ<u>るものとします。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 本人会員が出入国管理および難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失した場合。</p> <p>(9) 会員が、当社から 2 枚以上のカードの貸与を受けている場合で、他のカードについて前各号の事項のいずれかに該当した場合。</p> <p>(10) その他会員として不適格であると当社が判断したとき。</p> <p>(11) この規約の変更に同意頂けないとき。</p> <p>2. 当社は、会員が以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、会員に通知することなく、カード利用の一時停止または利用可能枠の変更ができます。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があったとき。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づく本人確認書類その他当社が必要と認める書類の提出または当社が必要と認める事項の申告を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示、提出、申告等がない場合やマネー・ローンダリング対策に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合その他犯罪収益移転防止法および関連するガイドライン等の規制に鑑みて当社が必要と認める場合。</p> <p>(略)</p>

<p>第 35 条 (届出事項の変更など)</p> <p>1. 会員は、当社に届出た氏名、住所、電話番号、職業、勤務先（電話番号）・学校、Eメールアドレス、第 19 条(2)号に定める銀行預金口座などについて変更があった場合には、すみやかに当社の定める方法に従い当社に届出るものとします。なお、届出がなされていない場合に、当社が適正かつ適法な方法により取得した情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、変更の届出があったものとして取扱うことがあります。この場合、会員は、当社の取扱いについて異議ないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 35 条 (届出事項の変更など)</p> <p>1. 会員は、当社に届出た氏名、住所、電話番号、職業、勤務先（電話番号）・学校、Eメールアドレス、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、第 19 条(2)号に定める銀行預金口座などについて変更があった場合には、すみやかに当社の定める方法に従い当社に届出るものとします。なお、届出がなされていない場合に、当社が適正かつ適法な方法により取得した情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、変更の届出があったものとして取扱うことがあります。この場合、会員は、当社の取扱いについて異議ないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>4. <u>当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。</u></p>
<p>第 36 条 (取引時確認の同意)</p> <p>入会申込者は、入会申込の際、当社から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づき本人確認を求められることに関して、以下に定める事項に同意します。</p> <p>(1) 入会申込者は、運転免許証などの本人確認書類、または、その写し（総称して「本人確認書類など」といいます。）の提示・提出を求められたときは、これに協力すること。</p> <p>(2) 当社が、本人確認書類などの内容を確認すること、および本人確認書類などに基づき本人確認に関する記録簿を作成すること。</p> <p>(3) 当社は、入会申込者が提出した本人確認書類の写しを、犯罪収益移転防止法により、その保管が義務づけられているため、入会申込者に返却できないこと。</p> <p>(4) 入会申込者が本人確認にご協力いただけないときは、入会をお断りする場合やカードの利用を制限することがあること。</p> <p>(5) 当社が、犯罪収益移転防止法に基づき当社と提携する金融機関、提携企業等に本人確認業務を委託することがあること。</p>	<p>第 36 条 (取引時確認の同意)</p> <p>入会申込者は、入会申込の際、当社から<u>犯罪収益移転防止法</u>に基づき<u>取引時</u>確認を求められることに関して、以下に定める事項に同意します。</p> <p>(1) 入会申込者は、運転免許証などの本人確認書類<u>その他の書類</u>またはその写し（総称して「本人確認書類など」といいます。）の提示・提出を求められたときは、これに協力すること。</p> <p>(2) 当社が、本人確認書類などの内容を確認すること、および本人確認書類などに基づき<u>取引時</u>確認に関する記録簿を作成すること。</p> <p>(3) 当社は、入会申込者が提出した本人確認書類<u>など</u>の写しを、犯罪収益移転防止法により、その保管が義務づけられているため、入会申込者に返却できないこと。</p> <p>(4) 入会申込者が<u>取引時</u>確認にご協力いただけないときは、入会をお断りする場合やカードの利用を制限することがあること。</p> <p>(5) 当社が、犯罪収益移転防止法に基づき当社と提携する金融機関、提携企業等に<u>取引時</u>確認業務を委託することがあること。</p>

ファミマTカード・クレジット会員 個人情報に関する規約 2024年7月改定箇所(新旧対照表)

旧	新
<p>この規約はファミマTカード・クレジット会員規約に付随するもので、「規約の適用、変更」を含め、ファミマTカード・クレジット会員規約とあわせて会員と当社とのファミマTカード（クレジットカード）に関する全ての契約関係に適用されます。入会申込者および会員（総称して「会員など」といいます。）は以下の条項に同意いただきます。</p> <p>◆CCCMKホールディングス株式会社（「MKHD」といいます。）により収集される個人情報〔入会申込書★印の情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号）、その更新情報およびその他T会員規約により定められた情報〕の取扱いについては、T会員規約の第4条「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。</p>	<p>この規約はファミマTカード・クレジット会員規約に付随するもので、「規約の適用、変更」を含め、ファミマTカード・クレジット会員規約とあわせて会員と当社とのファミマTカード（クレジットカード）に関する全ての契約関係に適用されます。入会申込者および会員（総称して「会員など」といいます。）は以下の条項に同意いただきます。</p> <p>◆CCCMKホールディングス株式会社（「MKHD」といいます。）により収集される個人情報〔入会申込書★印の情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号）、その更新情報およびその他 <u>V</u>会員規約により定められた情報〕の取扱いについては、<u>V</u>会員規約の第4条「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。</p>
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用）</p> <p>1. 申込者および会員（総称して「会員など」といいます。）は、ファミマTカード（クレジットカード）の契約（「カード契約」といいます。本申込みを含みます。以下同じ。）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理（債権回収を含みます。）のため、以下の情報（総称して「個人情報」といいます。）をポケットカード株式会社（「当社」といいます。）が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意します。</p> <p>（略）</p> <p>（6）本人確認情報 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類に記載された情報</p> <p>（略）</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用）</p> <p>1. 申込者および会員（総称して「会員など」といいます。）は、ファミマTカード（クレジットカード）の契約（「カード契約」といいます。本申込みを含みます。以下同じ。）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理（債権回収を含みます。）のため、以下の情報（総称して「個人情報」といいます。）をポケットカード株式会社（「当社」といいます。）が保護措置を講じた上で<u>収集・保有・利用</u>することに同意します。</p> <p>（略）</p> <p>（6）本人確認<u>等</u>の情報 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類に記載された情報、<u>取引を行う目的、国籍、在留資格、在留期間等、本契約に基づき届け出られた情報</u></p> <p>（略）</p>